

令和 5年 3月 14日

文部科学大臣

永岡 桂子 殿

公益社団法人 日本文化財保護協会
会 長 坂 詰 秀 一
理 事 長 長 谷 川 渉

要 望 書

平素より公益社団法人日本文化財保護協会の活動にご理解をいただき、また多大なるご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴省におかれましては、総合的な文化行政の推進とともに、文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実、文化芸術を通じた共生社会の実現、イノベーションの創造や国家ブランドの構築など、文化芸術立国の実現に向けた施策の推進、また、全国各地の文化財の保存・活用など、様々な取組を強力に推進されていますことに深く敬意を表しております。

また、国民共有の財産である埋蔵文化財を適切に保存・活用するための諸課題へのご指導ならびに、社会情勢の変化に伴う開発事業の増加、専門職員の担い手不足等の諸問題の解決についてもご尽力されており、貴省のご指導のもと、諸課題の解決等に当協会もこの一翼を担えればと考えております。

当協会は、民間調査組織による文化財保護推進の立場から、わが国の文化芸術の振興に寄与することを目的として内閣府の公益社団法人認定を受けており、発掘調査を通して、わが国の埋蔵文化財の保存・活用に取り組んでおります。

今後の埋蔵文化財事業の健全な発展のため、下記の事項について要望いたしますので格段のご高配を賜りたく、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 民間調査組織の活用・促進のお願い

わが国の埋蔵文化財担当専門職員数及び発掘届出等件数は、(別添)埋蔵文化財関係統計資料より以下の通り推移しております。

埋蔵文化財担当専門職員数は、令和3年度に至って5,457名と減少し、(令和2年度比26名減、平成12年度7,111名の76.7%)

発掘届出等件数は、令和2年度78,537件と過去最大となっております。

(令和元年度比3,279件増、平成12年度38,341件の204.8%)

この担当専門職員数減少と発掘届出件数増加の反比例は、例年拡大しております。

また、当協会会員の民間調査組織は、埋蔵文化財調査業の能力と実績を備え、これまでも調査主体として発掘調査を行う一方、発掘調査支援業務も行っております。

なお、令和3年度より地方自治体の埋蔵文化財行政機関等と各種協議を行っていくために、当協会は、全国に地元会員を主体とした7支部を設置し、地域に根ざした活動を行っております。

さらに、貴省の文化庁京都移転に伴い、当協会も京都事務所の設置に向け検討しており、地域文化の振興や文化財の保存・活用に関し、貴省との連携強化を図ってまいります。

つきましては、当協会は、民間調査組織として今後とも文化財保護に真摯に取り組んでまいりますので、一層の活用・促進をお図り下さいますようお願い申し上げます。当協会の状況は、以下の通りです。

(1) 豊富な調査実績の保有について

当協会会員数は、現在80社、年間総額268億円(令和3年度実績)、国・地方自治体、開発事業者等から発掘調査等(試掘・確認調査、本格発掘調査、整理調査、報告書作成等)の受託実績を保有しております。

(2) 埋蔵文化財調査士・埋蔵文化財調査士補の資格について

当協会は、民間調査組織の技術者に対して、埋蔵文化財調査のための専門技術、知識を育成し調査成果の品質向上等を目的に、平成19年度より16年間にわたって資格試験を実施しております。

資格試験は、当協会第三者委員会(学識者・行政出身者を代表する有識者)の厳選な審査のもとに筆記・面接試験による資格認定を行っております。

◇埋蔵文化財調査士の資格要件

発掘調査から報告書作成まで一貫して責任を持って実施できる者。

◇埋蔵文化財調査士補の資格要件

発掘調査現場を統括し、人事管理、安全管理、工程管理を行いながら発掘調査を適正に実施できる者。

令和4年12月現在、834名の資格取得者が登録しており、埋蔵文化財行政業務の一翼を担う有能な人材を輩出しているものと確信しております。

また、資格取得者には、当協会のCPD制度（継続教育）を義務付けており、技術研修会および調査士会の支援を受け、調査力の自己研鑽を重ねております。

※埋蔵文化財調査士の受験資格

- ・埋蔵文化財調査士補取得後2年以上の発掘調査実務経験を有し、調査報告書を2冊以上または研究論文等1編以上執筆している者。
- ・国及び地方自治体（埋蔵文化財センターなどを含む）で発掘調査の実施、指導、監督などを行う埋蔵文化財行政に20年以上携わった経験のある者。

※埋蔵文化財調査士補の受験資格

- ・学校教育法による大学を卒業し、協会が認める分野（考古学・歴史学・文化財科学系関連）を専攻した者で、発掘調査実務経験を2年以上（24ヶ月以上）有する者。
- ・学校教育法による大学を卒業した者で、発掘調査実務経験を4年以上有する者。
- ・前2項以外の者で、4年以上の発掘調査実務経験を有する者。

(3) 令和4年7月現在の従事技術者数及び資格取得者数について
(埋蔵文化財調査要覧より)

従事技術者数（文化財部門）	1, 575名
埋蔵文化財調査士	426名
埋蔵文化財調査士補	408名
<参考>	
日本考古学協会会員	273名
学芸員	522名
一級土木施工管理技士	872名
二級土木施工管理技士	452名
測量士	1, 391名
測量士補	964名

(4) 業登録制度の実現について

産学官の連動した人材育成ならびに業務の円滑化を図るため、埋蔵文化財調査業務等の業登録制度の実現をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

(5) インターンシップ（就業体験）の受け入れについて

当協会の会員各社は、考古学を学んでいる学生に対し、発掘現場での体験学習を通して「遺跡調査」、「遺構検出及び測量」、「写真撮影」、「調査報告書作成」などの発掘調査に係る基本を取得できる就業体験の機会を積極的に提供しており、職業選択・適正の見極め等に活用していただいております。

また、学生意欲向上のため、就業体験環境を、より一層高めてまいります。

2. 円滑な埋蔵文化財調査のための要望事項

以下の諸条件について、地方自治体に対してご指導ご推薦をお願い申し上げます。

(1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用について

入札契約適正化法において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が明記されており、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用を徹底していただきますよう、ご指導をお願い申し上げます。

(2) 仕様書及び特記仕様書の明確化について

発注業務の仕様書及び特記仕様書において、正確な積算が可能となるように、遺跡の時代や性格、範囲、遺構の密度、重要度、各遺構面までの深さ、遺構面の数等を明確にさせていただきますよう、ご指導をお願い申し上げます。

(3) 適正な契約変更の実施について

発注業務仕様書記載の遺構・遺物の数量と現地発見遺構・遺物の数量の増減に伴う契約変更が生じる場合は、迅速な協議の上、適正な契約変更を実施していただきますよう、ご指導をお願い申し上げます。

(4) 埋蔵文化財調査士・埋蔵文化財調査士補の資格活用の奨励について

発掘調査仕様書の調査技術者資格について、質の向上を図るためにも、埋蔵文化財調査士・埋蔵文化財調査士補または同等以上と明記していただきますよう、ご奨励をお願い申し上げます。

(5) 労務単価の標準化について

埋蔵文化財発掘調査に関する公共工事設計労務単価の項目がありません。現在の発掘作業員単価は、全国において格差が生じており、働く意欲の向上により担い手不足の解消を図るために、適正な労務単価の基準を設けていただきますよう、ご検討をお願い申し上げます。

3. 行政と民間との協働

(1) 災害時の対応について

災害発生時には、国・地方自治体のそれぞれが行う復興事業に伴う発掘調査をすべての行政機関が短期間のうちに実施するには困難が予想されます。

また、復興事業は、発掘調査の進捗如何が大きく影響することから、復興事業を迅速かつ効率的に進めるには、官民協働による災害対応マニュアルの整備や情報共有・災害対応体制などが円滑に行われるよう、ご配慮をお願い申し上げます。併せて、地方自治体と各支部における災害協定の締結など、会員各社が協力できる体制の整備について、ご支援いただきますよう、お願い申し上げます。

当協会は、文化財レスキューの指導のもと、市町村指定埋蔵文化財の点検や地域の復興事業等についてもご協力させていただきます。

(2) 若手・女性技術者の育成・活躍の推進について

当協会会員各社は、積極的に若手・女性を雇用し、かつ技術者として育成し、主任調査員（発掘担当者）に代わる担い手となる現場従事経験者（若手調査員・調査補助員等）を幅広く登用し、良好な就業現場の整備を目指して取り組んでおりますので、格別のご支援をお願い申し上げます。

(3) 技術革新のための調査研究への参画について

開発事業と重要な埋蔵文化財の保存を持続的に両立させるために、貴省と研究機関が連携して実施される「埋蔵文化財発掘調査に関する技術革新のための調査研究」の施策に関して、当協会も積極的に参画させていただき、埋蔵文化財の事前把握を推進するために有効な技術の開発・普及、記録の作成作業のデジタル化など、新たな埋蔵文化財保護システム構築の実現に向け、一翼を担えるよう取り組んでまいります。

4. 協会活動

当協会では、考古学への親しみやすさ、興味等を広げる活動の一環として全国の遺跡や出土した遺物、考古学の知識を問う「考古検定」を平成23年より実施しております。

また、令和元年5月には、観光と考古学の融合を図り、文化財の調査・研究と保存と活用を学び、地域振興を目指した「観光考古学会」が、民間をはじめ大学関係者等とともに設立されました。現在では行政担当者や研究者の他、学生や一般の方々などが会員に加わり、当協会は活動に協力しております。

資料

『埋蔵文化財関係統計資料』 — 令和3年度 —

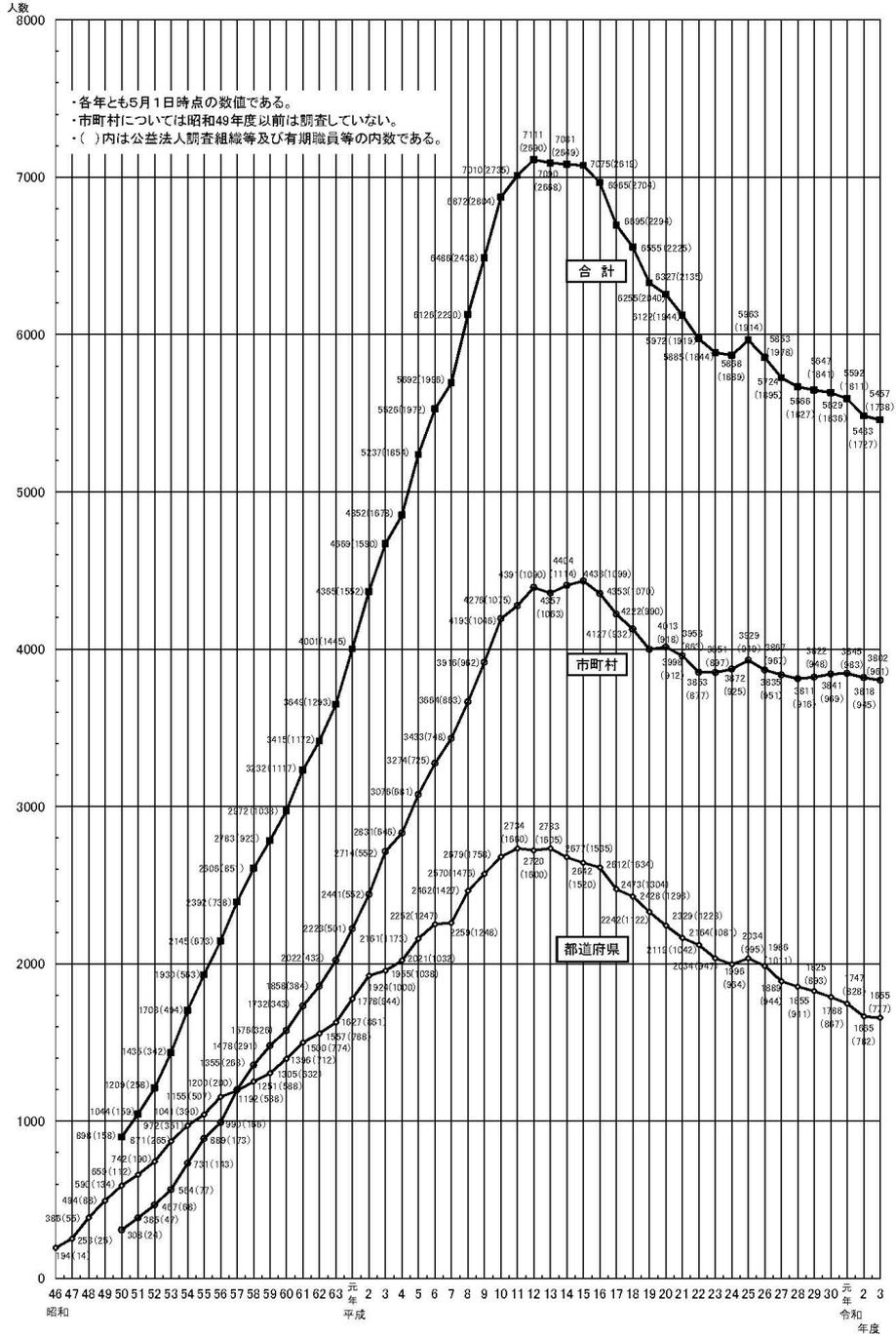
令和4年3月 文化庁文化財第二課

(抜粋)

P 5 埋蔵文化財専門職員数の推移図

P 15 発掘届出等件数の推移図

1. 埋蔵文化財専門職員数の推移図



7. 発掘届出等件数の推移図

